

1. 件名：「日本原燃株式会社再処理工場査察機器監視対象区域における全消灯発生事象に関する面談」

2. 日時：2023年4月26日（水）13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁内会議室（web会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

放射線防護グループ

放射線防護企画課 保障措置室

室長 寺崎 智宏

首席査察官 中島 真司

室長補佐 古川 卓也

査察官 後藤 和子

査察官 川末 朱音

六ヶ所保障措置センター

原子力規制部

核燃料施設審査部門

企画調査官 古作 泰雄

主任安全審査官 田尻 知之

六ヶ所原子力規制事務所

事務所長 皆川 正

日本原燃株式会社 再処理事業部 核物質管理部長 他8名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）は、本年3月22日に提出した「再処理工場査察機器設置場所における全消灯の事象の発生に係る原因調査および再発防止対策について（報告）」について、4月14日の原子力規制委員会と日本原燃経営層による意見交換にて再提出を求められたことを受けて、原子力規制庁に対し、今後の進め方について以下のとおり説明を行った。

- ・報告書の再提出に当たっては、事実確認、原因分析、再発防止対策の3段階で検討等を行うこと。

- ・事実確認については、関係部署の役割・認識・実施状況の観点から確認し、マトリックス表に整理したこと。このような進め方でよいか確認したいこと。

(2) 原子力規制庁は、適宜追加質問を行うとともに、日本原燃に対し主として以下のコメントを行った。

- ・報告書の再提出には期限を設けていないため、スケジュールありきではなく、原因分析、再発防止対策、水平展開などの検討を行い、検討結果を踏まえ適宜報告書再提出までのスケジュールにフィードバックすること。

- ・本事象に係る事実確認を進めることも重要である一方、組織全体で体系的に整理された再発防止対策とすることも重要であるため、本事象だけではなく、各部署の所掌業務や別途議論している3Sの観点からも併せて検討すること。また、社内の職務規程と法令の要求する各規定（保安規定、計量管理規定、核物質防護規定）の関係を整理すること。

- ・再発防止対策の妥当性を確認するには必要な情報がそろっている必要があるため、電球管理を含む保障措置業務の実施責任を有する部署がどこであったかやその責任に対する各部署の考えや認識の有無など、連携不足が生じた原因分析を行うためにより深掘りした事実確認を行う必要があること。

(3) 日本原燃からは、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

資料

- ・再処理工場査察機器設置場所における全消灯の事象に係る関係部署の役割・認識・実施状況の整理表